

特集●福澤諭吉と震災

『時事新報』と濃尾地震、三陸大津波

編・都倉武之

(慶應義塾福澤研究センター専任講師)



福澤諭吉が明治十五（一八八二）年に創刊し、後半生の言論の場とした新聞『時事新報』は、災害救援において大きな役割を果たした。ここでは明治二十四（一八九一）年に発生した濃尾地震と明治二十九（一八九六）年の三陸大津波に際しての『時事新報』の活動の一端を紹介してみたい。

濃尾地震をめぐる時事新報の活動

濃尾地震は、明治二十四年十月二十八日に、岐阜・愛知を中心に発生した大地震。マグニチュード八・〇、死者七三三二名、全壊家屋十四万戸と伝えられる、明治年間で最大の地震であった。

『時事新報』は社説において被災地救援の必要性を詳しく論じた。当時の新聞には特定の政党や政府支持の立場から発言するものが少なくなかったが、『時事新報』は不党の立場から発言することを重視、政府に対しても諸政党に対しても是々非々の態度を取った。その態度は、「官民調和論」と呼ばれる。東アジアを取り巻く国際情勢が不安定である中で、安定的に対外問題に取り組めるよう、国内で非生産的に官民が対立することを回避し、官の意見でも民の意見でも採るべきは採り、着実に政策を進めていくことを目指す姿勢であった。濃尾地震をめぐる社説には、被災地への細やかな配慮と共に、この官民調和の立場から、政府の迅速な対応を強力に後押しする姿勢が読み取れ

る。また、現代でいうところの「心のケア」などにも関心が高かったことがうかがわれる。

当時の日本には、この国家的災害に対して全国規模で救援、復旧を支える発想が根付いておらず、福澤が社説を使ってその発想の普及を心がけ、いらだちながらも根気よく現状と向き合っていた様子がよくわかる。とりわけ政府の初動の遅れ、民間の無策、国会の空転に対する、痛烈かつ建設的な批判は、今日読んでも興味深く映ることだろう。

地震の五カ月前には大津事件が起こっており、地震のおよそ一カ月後の十一月二十一日に開会した第二回帝国議会では、減税と予算縮小を求める民党と、政府が激しく対立し、十二月二十五日には史上初めて衆議院が解散される。政府がいわゆる「選挙大干渉」を行った総選挙が実施されるのは翌年二月十五日のことである。日本が開設したばかりの東洋初の近代的議会制度を維持しようかという瀬戸際に立たされていた危機感も背後に、地震関連の社説は執筆されたのである。

以下では、地震の第一報よりおよそ三カ月間に掲載された震災関連の『時事新報』全社説の要旨を列挙し、その中でも代表的な社説「震災の救助は政府の義務にしてこれを受くるは罹災者の権利なり」（明治二十四年十一月八日付）の全文を掲げたい。また、被災者の代表として福澤を訪ね、救済を求めた岐阜の治水事業家、金森吉次郎の回想をあわせて掲載する。

●濃尾地震をめぐる『時事新報』全社説要旨

大地震（明治二十四年十月三十日付社説）

おととい発生した大災害の被災者を救うのは日本国中同胞の至情また義務である。その策として新聞各社の義捐金募集などが行われると信じるが、それだけでは足りない。被災地以外の地方予算を被災地に供することを検討できないだろうか。しかし法的根拠がないというなら、政府の処置を待つほかない。政府は被災地の状況を把握し、医師の派遣、被災者の眠食を手当てすることなどに、国庫金を早急に支出すべきだ。国会の承認を後に得なければならぬが、国会はこれを批難するどころか、救助が遅ればそれを責めるはずであるから、政府は躊躇なく救助に力を尽くし、官民共に憾みを残さないように祈る。

震災の救助法（同十月三十一日付社説）

昨日論じたように、被災地救援には是非とも国庫金の支出が必要だ。臨時国会召集が必要との意見もあり得るが、急を要する現在の状況下では、事後承認を得る事案と考えるのが至当だ。議会は最近政府の処置には何でも反対するが、これについても反対するならば、本紙は徹底的に反撃する覚悟であるので、政府は安心して欲しい。救助の実施に当たっては、迅速が何より重要である。役人は常に、担当者の印がないからと葉を出せずに行き倒れる者を出したり、一枚の券に二人前は与えられないと餓死者を出すようなお役